

特定無線設備の技術基準適合証明等に係る省令改正案の概要

技術基準適合証明制度

- ✓ 無線局の開設に当たっては、原則総務大臣の免許を受けることが必要(電波法第4条)。
- ✓ ただし、総務省令で定める無線局(特定無線設備)については、電波法に基づく技術基準適合証明等を受け、総務省令で定める表示(技適マーク)が付されている場合は、免許手続の簡略化ができる(電波法第4条、第15条)。
- ✓ 技術基準適合証明等による無線機器の認証は、申込者とその電気的特性等について記載した工事設計書(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第2号)を作成、提出。これに基づき登録証明機関において技術基準適合性を評価。

課題

- 最近の無線機器は、同一筐体内に複数の無線設備を搭載しているものが多いことに加え、一部の機能しか技適を取得していない無線機器が販売されていた事案が発覚。
- 現行の工事設計書では、申込者が申込対象として認識した範囲以外、機器の内容が明らかにならない。



改正概要

基準不適合機器の流通抑止を図るため、工事設計書の様式改正により、電波発射の範囲を明示するための項目を追加

工事設計書の追加項目(電波発射範囲の確認)

- ✓ 申込範囲外の電波発射をしないこと
- ✓ 同一筐体内の**他の無線設備**について
 - (1) 有無を確認の上、
 - (2) 有る場合は、その無線設備の内容を記載の上、右の①～③の無線設備を除き電波発射をしないことを明示するとともに、④の無線設備の工事設計を記載した資料を添付する。

他の無線設備の種類

【電波発射可】

- ① 適合表示無線設備
既に技術基準適合性を確認済みで、技適の表示がなされている無線設備
- ② 微弱無線設備
発射する電波が著しく微弱であり、技適や免許の取得が不要な無線設備
- ③ 同時申込の無線設備
同時に同一の登録証明機関に対し、技適取得の申込をしている無線設備

【電波発射不可】

- ④ 上記①～③以外の無線設備

改正の効果

認証の申込段階で無線機器の電波発射の範囲を工事設計書上に明示することにより、
機器全体としての技術基準適合性を確保